平成２５年（フ）第８３１２号
東京都港区芝大門２丁目12番７号
破産者　アメリカンシルバーウッド株式会社
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１３号
東京都世田谷区成城７丁目12―９
破産者　山口　明文
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５８８号
岐阜県岐阜市西荘１丁目８―１―1002、申立て時の住所東京都港区港南２丁目16―８―1506
破産者　大坪　典子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台３丁目６番地の25
破産者　有限会社ペンシル教育企画
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６８号
富山県滑川市四ツ屋161番地
破産者　西坂　雄一
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯660番地
破産者　有限会社アルプス
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４５９２号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5046番地の14
破産者　株式会社ＭＴプランニング
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５０号
大阪市中央区南本町２丁目１番１号
破産者　株式会社アイシープランニング
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８０号
大阪市中央区南本町４―２―18　サンモトビル８階、商業登記簿上の本店所在地兵庫県芦屋市東芦屋町18番６号
破産者　株式会社スタッフリーダー
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８６号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目14番20号
破産者　株式会社岩元建設
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６３号
大阪市城東区東中浜８丁目10番23号
破産者　株式会社ダイトウ
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２９号
堺市北区南花田町589番地１
破産者　有限会社ニッショウ商会
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６３号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目21番５号
破産者　株式会社しらゆり
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
秋田県由利本荘市柳生字桂林76番地
破産者　岡部　冨治
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１０４７号
東京都日野市大字日野536番地の２アーバンステージ日野104
破産者　田島　　亮
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１５６号
東京都府中市押立町１丁目34番地の１コープ野村３―619
破産者　照沼　和也
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２４７号
東京都町田市南成瀬２丁目13番地19
破産者　二見　圭祐
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４５２号
神奈川県綾瀬市小園南１丁目11番７号
破産者　合資会社先端ビジネス研究所
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６２号
神奈川県相模原市南区下溝1363番地の２
破産者　有限会社ヨシタケ食品
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
静岡県菊川市西方1109番地の２
破産者　有限会社よしやま工商
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
愛知県安城市三河安城本町１丁目１番地８
破産者　有限会社三喜屋
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係